
プロジェクト ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関する対応

項目 本日の審議の概要

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関する対応

(検討の経緯)

2. 2014 年 7 月の金融安定理事会 (FSB) による提言に基づく金利指標改革 (以下「金利指標改革」という。)が進められる中、ロンドン銀行間取引金利 (London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。)の公表が 2021 年 12 月末に恒久的に停止されることとなり、後継の金利指標への置換えを余儀なくされることが見込まれた。
3. 金利指標改革に起因する LIBOR の置換えは、企業自身の意思決定に基づくものではなく、企業からみると不可避免的に生じる事象である。この点、ヘッジ会計の適用に関して、金利指標改革の影響のみに起因して、金融商品会計基準等¹の定めに従い、その適用を中止又は終了し、損益を認識することに対する懸念が多く聞かれたため、適切な適用範囲を定めたくえでヘッジ会計の適用に関する特例的な取扱いを定めることが必要であると考え、実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を公表することとした。
4. これに関連し、2024 年 3 月 6 日に一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関よりユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止が公表された。

(本日の審議事項)

5. 本日は、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止による影響についての分析 (審議事項 (5)-2) についてご意見をお伺いしたい。

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

6. また、本日の審議に関連する第215回金融商品専門委員会(2024年3月28日開催)で聞かれた意見は審議事項(5)-3で示している。

以 上